

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：16201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2009～2011

課題番号：21653005

研究課題名（和文） 触法行為を行った知的障害者への刑事司法における支援

研究課題名（英文） Supports for the mentally retarded offenders in the criminal system

研究代表者

平野 美紀 (HIRANO MIKI)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：70432771

研究成果の概要（和文）：知的障害を含む精神障害を有していると思われる2人以上の受刑者の調査の結果、引受人が見つかりにくく仮釈放がつかず、再犯までの期間が短いことが分かった。出所時に精神保健福祉法26条通報されているケースなど、特に支援が必要なケースにおいて、再犯が高い現状も明らかになった。一方で更生保護施設や知的障害者施設等の受け入れは容易ではないものの、不可能ではなく、情報共有と連携の重要性が鍵となることが分かった。

研究成果の概要（英文）：Our statistics show that prisoners with mental disorder including mental retardation have seldom guarantors and release on parole and it leads the high recidivism rate and the short recidivism term. The report requested by Art. 26 of Mental Health Welfare Law is done in many cases but the figures showing low hospitalization and short term recidivism may suggest that the necessary support are not reached. On the other hand, it is important to accept them for the rehabilitation institutions to have their personal information at the prisons and cooperate with several related agencies.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	0	900,000
2010年度	900,000	0	900,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	270,000	2,970,000

研究分野：

科研費の分科・細目：法学、刑事法学

キーワード：知的障害 精神障害 触法行為 再犯防止

1. 研究開始当初の背景

平成18年度の法務省特別調査により、再犯者の犯罪の60%は、犯罪者全体の3割を占める再犯者によるものであり、また、高齢者・知的障害者・精神障害者は社会復帰困難であることが明らかになり、つまり、高齢者・知的障害者・精神障害者の社会復帰が再犯防止に有効であることが知られるようになった。また、中でも知的障害犯罪者は、捜

査段階からコミュニケーションの偏りによって、自らを弁護することができないなど、刑事司法の中で必要な支援が必ずしも十分でなく、また、通常、責任能力が認められるために刑務所で処遇されるが、その際の処遇やその後の社会復帰に向けた支援について、必ずしも十分な研究がおこなわれてきていなかった。

2. 研究の目的

そこで、本研究においては、刑事施設における受刑者について、知的障害者・精神障害者の処遇を調査し、一方で、社会復帰を見据えた更生保護施設等の受入れ側の実情を調査することによって、現在の知的障害者を含めた精神障害者等の処遇の実態と社会復帰に向けた連携のあり方を探ろうとするものである。

3. 研究の方法

①知的障害を有する者だけではなく、比較検討するために、m 符合受刑者(精神医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者)や精神障害受刑者も含めて、それまでの経歴や障害の内容や治療歴、主たる犯罪の状況、現在の処遇状況、受刑後の帰住予定地(引受状況)等を調べるため、刑務所へのアンケート調査を作成した。研究者本人が、受刑者の記録に触れることはできないが、慶應義塾大学太田達也教授と共に、法務省矯正局の許可を得て、刑務所側に記載していただき、個人を特定できない状態にしてから、全体の傾向について分析を行った。

②精神障害者・知的障害者と同じように社会復帰が困難とされる高齢犯罪者(高齢受刑者)に関して、文献を収集し、検討を行った。

③刑務所やPFI社会復帰促進センター(PFI形式の刑務所)、少年院、通常の処遇、そして、具体的に知的障害を有する受刑者や触法少年の処遇において、現状と特に苦心している点や工夫している点などについて聞き取り調査をおこなった。一方で、社会復帰後の受入れ態勢については、更生保護法人の更生保護施設、社会福祉法人の更生保護施設、自立更生促進センター(国立の更生保護施設)、地域生活定着支援センター、自治体の知的障害者施設等への訪問調査を行い、通常の受入れ、そして、具体的に知的障害を有する元受刑者や触法少年の処遇において、現状と苦心している点や逆に効果的な方策について、聞き取り調査を行った。

④矯正施設から社会復帰後の受入れの橋渡しとなる役割を担うものの1つとして、矯正施設からの精神保健福祉法26条が挙げられるので、通報についての調査を行った。調査①のアンケートでも調査しているが、矯正施設聞きとり調査の際には、通報をどの程度行われているのかについても聞きとり調査を行った。また、自治体の担当部署にも聞きとり調査を行って、その実態を調査した。衛生行政報告例による26条ほか精神保健福祉法上の他の形態の通報のほか、医学関係者の論文等による資料もあわせて比較検討した。

4. 研究成果

①精神障害(知的障害を含む)を有する受刑者の調査について:統計を分析した結果、特徴がいくつか見られた。

- ・引受人の確保が困難であること、刑務作業に携わる者が少ないこと
- ・それらの事情に伴い仮釈放がつかず、満期釈放となる者が多いこと(②の高齢者と共通する)
- ・再犯期間が(一般の再入受刑者と比較しても)短いこと、
- ・26条通報されている者の再犯期間が特に短いこと、26条通報されても入院にいたる者は少ないこと(この結果については④でも検討する)

①の調査結果の一部については、既に口頭にて発表を行った。

②高齢犯罪者に関する資料収集と検討:高齢受刑者に関しては、一般社会の高齢者よりも刑務所内での高齢者の増加率が高く、刑務所でも高齢者用のバリアフリー化した施設設備の増設が急務であり、処遇の面でも、多くの対応に迫られている。一方で、再犯者が非常に多く、家族がいなかったり引受人の確保が非常に困難であり、住居の確保も困難である。一方で、法務省では、平成21年度の通達により、特別調整とよばれる、高齢者を中心に福祉サービスとの連携を重視した制度が開始された。これにより、住居のない者がかつ本人が希望する高齢者(あるいは精神障害等)について、保護観察所が関係機関との調整を行うことになっている。また、刑務所や更生保護施設に、福祉的な連携のために、社会福祉士の配置が行われるようになってきた。これらについては、既に論文にまとめた。

③刑務所等矯正施設での聞き取り調査と刑務所出所後の受け入れ側の聞き取り調査:矯正施設としては、刑務所(福岡、高松、徳島、松山等)、女子刑務所(岩国)、少年刑務所(姫路)医療刑務所(岡崎、北九州)、社会復帰促進センター(島根あさひ、播磨等)、少年院(四国、松山、岡山)を訪問し、聞き取り調査を行った。傾向として、一般の刑務所にも服薬等を行っている受刑者も多くみられた。特に医療刑務所では、刑務官がその処遇に適したやり方を学んでいるために、刑務所内での生活についてはこれまでのところ、大きな課題とはなっていない。ただ、それは施設という限定された社会の中での生活であって、その後の社会復帰という視点を中心に据えて処遇する必要があるようにも思われる。刑罰の意義を考えると、そこに矛盾が生じると考えることもできようが、刑事政策的な再犯防止という視点は、特別予防という観点からも、刑罰の意義のひとつとしてとらえることができよう。また、精神障害・

知的障害を有する者については、近年、受注される単純作業が減少していることもあって、刑務作業につける者が多くはなく、帰住先の確保も困難であるため、仮釈放がつかないものが多い。ただ、社会福祉士が配置された後、地域によっては地域生活定着支援センターとの連携が非常にうまくいっていると、社会復帰がスムーズに行くケースも増加している。ただ、社会福祉士の業務や裁量（特に受刑者の個人情報への取扱い）は施設によって、大きく異なり、また力量によっても、その重要性が異なっている。受入れ側からみれば、個人情報の密度によって、その受入れや処遇について、柔軟に対応できるという意見が多い中で、矯正施設内の情報の共有が今後、大きな鍵と思われた。また、増加する女子受刑者の対応も大きな課題となると思われる。

一方で、出所後の受け入れ先として、更生保護法人の更生保護施設（姫路、岡山、香川、札幌、熊本、金沢、京都等）、社会福祉法人の更生保護施設（雲仙）、国立の更生保護施設である自立更生促進センター（北九州）、地域生活定着支援センター（香川、滋賀）等について聞き取り調査を行った。多くの更生保護施設では、地域との関係によって、性犯罪と放火の犯罪歴を有する者については受入れないとしているが、知的障害者の場合、これらの犯罪歴を有する者の割合が高く、そのことが課題の一つと思われた。一方で、特に犯罪歴を考慮していないという施設は、これまでの地域との長い信頼関係や、スタッフの努力によって、それが可能になっている。また、地域によっては、地域生活定着支援センターが重要な役割を担っているところもあるが、場合によっては、その役割分担が不明確なため、うまく機能していない地域もある。自治体による委任の仕方に、今後大きな課題があると思われた。

知的障害を有する者が出所後、円滑に社会復帰していくためには社会での受入れが必要であるので、ひとつの選択肢であると思われる知的障害者施設（香川）における受入れについても訪問調査を行った。知的障害施設においては、矯正施設や出所者に対する情報は限定されており、また、地域における施設の在り方をめぐって、出所者を受け入れることが容易ではないものの、施設によってはある程度の情報があれば受入れは不可能ではないとされていることから、ここでも、個人情報の共有の問題が、また、更生保護施設と同様、地域との共生も大きな鍵となっている。

③これらについては、一部、論文として公刊した。

④26条通報との関係：受刑中に精神疾患に関する服薬等があれば、ほぼ確実に精神保健福祉法26条による矯正施設長からの通報は行われていることがわかった。しかしながら、

通報後の診察やその後のかかわりに関しての状況について、岡山、香川、群馬、東京で調査したところ、自治体によって大きく異なっていることもわかった。また、衛生行政統計からも、実際に26条通報はこの14年で10倍にもなっているにもかかわらず、診察にいたるケースはわずかで、さらに措置入院につながるケースはごくわずかである。通報時が受刑中で症状が安定している点や通報時に（通報を受ける側から必要な）情報が得られないなど、通報が、施設内処遇と精神医療とを結ぶ大きな手段のひとつであることを考えれば通報の方法には、改良の余地があり、その点で、群馬県方式（必要な情報をあらかじめ刑務所に伝えておく、通報された者については全員診察する）が参考になると思われた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計2件）

平野美紀「(2012年5月12日、瀬戸内刑事法研究会、於香川大学)

平野美紀「刑事施設における精神障害受刑者の実情と釈放」(2012年5月20日、第90回日本刑法学会、於大阪大学)

〔図書〕（計2件）

・平野美紀「高齢社会の人権擁護：刑事法の視点から高齢被害者と高齢犯罪者を手がかりに」『須永醇先生傘寿記念論文集：高齢社会における法的諸問題』(2010、酒井書店) 273-294頁

・平野美紀「知的障害犯罪者の処遇と社会復帰の現状と課題：再犯防止の観点から」町野朔ほか編『岩井宜子先生古稀祝賀論文集：刑法・刑事政策と福祉』(2011、尚学社) 190-208頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計2件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者
平野 美紀 (HIRANO MIKI)
香川大学・法学部・准教授
研究者番号：70432771

(2) 連携研究者
太田達也 (OHTA TATSUYA)
慶應義塾大学・法学部・教授
研究者番号：